

○北海道警察職員旅費取扱規程の運用について

令和3年3月22日

道本会第3937号

／警察本部各部、所属の長／警察学校長／各方面本部長／各警察署長／宛て

この度、北海道警察職員旅費取扱規程（昭和32年警察本部訓令第2号。以下「訓令」という。）の運用について、下記のとおり定め、実施することとしたので、適正な取扱いに努められたい。

なお、「北海道警察職員旅費取扱規程の運用について」（令2. 3. 23道本会第4013号）は、同日付けで廃止する。

記

第1 趣旨

訓令の解釈及び運用について、宿泊料の調整を一部を改め、次のとおり取り扱うものとする。

なお、訓令及びこの運用方針で特別に定めのない事項（任命権者が人事委員会と個別に協議することとされている事項を除く。）については、従前の取扱いによるものとする。

第2 解釈及び運用方針

項目	解 釈 ・ 運 用
1 趣旨（第1条関係）	警察としての特殊な用務による旅行に対して支給すべき旅費については、訓令の定めるところにより取り扱うことを規定したものである。
2 旅行命令権者（第3条関係）	(1) 旅行命令権者の基準 ア 旅行は、任命権者若しくはその委任を受けた者又は旅行依頼を行う者の発する旅行命令等によって行うことを定めた北海道職員等の旅費に関する条例（昭和28年道条例第38号。以下「条例」という。）第4条の趣旨に従い、旅行命令権者を明示したものである。 イ 訓令別表第1は、委任できる職員を官職をもって指定するとともに、その権限の範囲を定めたものである。 ウ 旅行命令等の権限は、委任できる職員に委任することを原則とし、この場合において、訓令別表第1に掲げる官職の名称を用いていないが、組織上これに相当する官職については、訓令別表第1に掲げる官職と同等の官職として取り扱うものとする。 (2) 旅行命令権者の代理 ア 「旅行命令権者に事故がある場合」とは、病気、長期にわたる出張等のため、旅行命令等の発令又は旅行の復命に関する事務の執行ができない場合をいう。

	<p>イ 旅行命令権者の代理者の基準は、北海道警察処務規程（昭和45年警察本部訓令第2号）第11条から第16条までの規定を準用して取り扱うものとする。</p> <p>また、運転免許センター長の代理者は運転免許試験課長、警察本部及び方面本部の次席（次席に相当する者を含む。）の代理者は課長（課長に相当する者を含む。）とする。</p> <p>(3) 旅行命令権者の新たな委任等</p> <p>ア 「旅行命令権者を新たに委任する場合」とは、組織の改正等に伴い、新たに課等が新設され、当該課等の長に対して旅行命令権を委任する必要性が生じた場合等をいい、「委任替え」とは委任された官職の名称が変更になった場合をいう。</p> <p>イ 警察本部長に対する申請書には、所属、官職、氏名、委任又は委任替えを行う年月日、その理由等を記載するものとする。</p>
<p>3 呼び寄せ旅費（第5条関係）</p>	<p>新規採用された職員が初任教養等のため警察学校に入校する場合の旅費の支給について規定したが、警察学校入校という特殊な旅行の性質上赴任とは認めがたいので、移転料、移転雑費及び着後宿泊料の支給はしないこととしたものである。</p>
<p>4 鉄道賃、船賃及び車賃の調整（第6条関係）</p>	<p>(1) 被疑者の護送若しくはこれに類する用務のため旅行する場合又はこれに類する軽易な用務であって、かつ、定期的に旅行する場合は、原則として下級の運賃とするが、旅行命令権者が必要と認め、かつ、現に乗船する場合は、正規の運賃を支給して差し支えない。</p> <p>(2) 「公用の船車等又は交通機関を無料で利用し」とは、公用の車両、船舶若しくは航空機を利用し、又は所属官署から乗車券、回数券等の交付を受けるなど職員が運賃を払わないで交通機関を利用した場合をいう。</p> <p>(3) 「部隊として旅行」とは、部隊を編成し、指揮者の指揮命令の下に、ほぼ同一地域において同一の用務のため部隊として行動する旅行をいう。</p> <p>(4) 「特別の事情」とは、通勤手段の変更により支給額の改定の届出を提出したが、現に支給額の改定がなされる月が翌月であることの影響等により、定期券を所持していない場合をいう。</p> <p>なお、この場合は、旅行命令権者において確認の上、その事情を旅行命令簿等の「命令変更等又は摘要」欄の余白等に「通勤手当改定前のため鉄道賃支給」の例により記載し、減額前の交通費を支給すること。</p> <p>(5) 「当該旅行が通常の通勤行為に相当するもの」とは、通勤と</p>

	<p>同様の経路及び方法により行われる通常の通勤行為に相当する旅行で、その旅行に係る交通費が当該職員に係る通勤手当で賄われているなど新たな交通費の負担が生じない場合等をいう。したがって、通勤経路を逸脱する場合や、通勤経路の乗降駅（停留所）以外の駅が用務地の乗降駅（停留所）である場合は、調整対象とならないので留意すること。</p> <p>(6) 通勤手当の支給対象職員の旅費を前号の規定により調整する場合にあっては、旅行命令簿の「命令変更等又は摘要」欄の余白及び旅費請求内訳書の摘要欄等（以下「摘要欄等」という。）に、調整の内容等を次の例により記載するものとする。</p> <p>ア 「〇〇～〇〇間 定期券の有効区間内により鉄道賃不支給」</p> <p>イ 「〇〇～〇〇間 定期券の有効区間内により鉄道賃減額支給」</p> <p>ウ 「〇〇～〇〇間 通勤行為相当のため鉄道賃不支給」</p> <p>エ 「出発地は居住地である札幌市〇区〇条〇丁目」</p> <p>なお、通勤手当の支給対象職員、認定区間、利用交通機関、認定月日等について、事前に確認しておくこと。</p> <p>また、定期券との調整の場合は定期券の有効区間の旅行を調整の対象とするものであることから、当該定期券の有効区間についても確認しておくこと。</p>
<p>5 航空賃の支給（第7条関係）</p>	<p>「旅行命令権者が旅行用務の内容、利用交通機関及び経路等総合的に判断して航空機の利用を認めた場合」とは、当該旅行における公務の内容及び日程並びに当該旅行に係る旅費総額を勘案して、旅行命令権者が航空機を利用することが最も経済的な通常の経路及び方法によるものと認めた場合をいう。</p> <p>なお、旅行命令権者が航空機の利用を認めた場合は、旅行命令簿の備考欄に「航空機利用」と記載するものとする。</p>
<p>6 旅行雑費の支給（第8条関係）</p>	<p>(1) 第2項の特定区域とは次に掲げる区域とする。</p> <p>ア 公用の航空機を利用する旅行</p> <p>(ア) 警察本部各所属及び札幌市内警察署の職員にあっては警察本部所在地（航空隊帯広分遣隊に勤務する職員にあっては航空隊帯広分遣隊所在地）から半径50キロメートル程度の地域及び同地域に行政区域が所在する市町村単位を原則として定めた区域。</p> <p>(イ) 警察本部の所属及び札幌市内警察署に係る区域の決定に関する事務は、警察本部長が行うものとする。</p> <p>なお、警察本部長の事務は、総務部長が専決するものと</p>

する。

(ウ) (7)以外の所属の職員にあつてはイの事項により定めた区域とする。

(エ) 特定区域を除く地域を飛行したときは、飛行時間にかかわらず1旅行雑費を支給するものとし、用務地に着陸することなく、当該用務地上空を旋回した場合にあつても、用務地までの旅行として取り扱うものとする。

イ アを除く旅行

(7) 警察本部及び方面本部に勤務する職員にあつては本部所在地からおおむね半径50キロメートル程度の地域において、原則として市町村単位で定めた区域とする。ただし、執行隊に勤務する職員にあつては所属ごとに活動実態に応じた区域を含めた区域とする。

(イ) 警察署に勤務する職員にあつては当該警察署の管轄区域のほか、当該警察署所在地からおおむね半径50キロメートル程度の地域において市町村単位で定めた地域を含めた区域とする。ただし、離島を管轄する警察署については、離島に勤務する職員にあつては当該離島、離島以外の地域に勤務する職員にあつては当該離島を除く地域とする。

(ウ) 区域の決定に関する事務は、警察本部長、方面本部長及び警察署長が行うものとする。

なお、警察本部長の事務は、総務部長が専決するものとする。

ウ 改正前に定めた区域

この通達による改正前に定めた旅費の支給に係るア及びイと同様の区域は、これを変更する理由がある場合を除き、この通達の規定に基づく区域として定めたものとみなす。

(2) 特定区域内の旅行

ア 翌日にわたる旅行で公務上の必要により固定宿泊施設に宿泊しないときは日帰りの旅行とみなし旅行雑費を支給しないものとする。

なお、「固定宿泊施設に宿泊しないとき」とは、車中泊等の場合をいう。

イ 交替制勤務の当務勤務員及び当直勤務の職員が特定の区域内を翌日にわたり旅行する場合についても日帰りの旅行とみなし旅行雑費を支給しないものとする。

(3) 第3項は、現に宿泊料金を徴する宿泊施設に宿泊をしなかった場合に限り適用する。この場合、摘要欄等に調整の内容等を記載するものとする。

なお、行程100キロメートル未満又は公用の自動車のみの翌

	<p>日にわたる旅行であって、同項に該当する場合は、日帰りの旅行とみなし旅行雑費を支給しないものとする。</p> <p>(4) 長期間の研修、講習又は訓練</p> <p>ア 長期間の研修、講習又は訓練を受ける用務のための旅行とは、その用務が2日以上となる場合をいう（訓令第9条第6項において同じ。）。</p> <p>イ 移動を伴わない日とは、移動を伴わず1日中用務地に滞在する場合をいう。</p> <p>(5) 私事滞在地からの旅行</p> <p>「現に私事滞在地から用務地への旅行がないとき」とは、既に用務地又はその近接地に滞在している場合をいい、翌日の用務に支障のない範囲で旅行命令権者が認めた場合をいう。</p>
<p>7 宿泊料の調整（第9条関係）</p>	<p>(1) 宿泊料の実費額</p> <p>ア 第1項における別に定める実費額を条例別表第1における旅行者の区分に応じた食卓料の額とし、職員が訓練、演習、実習、研修、講習等のため旅行した場合及び職員が部隊として旅行し宿泊した場合で、旅行命令権者が公用の宿泊施設で宿泊料（食事代を除く。）を徴しない施設を宿泊場所として指定したときに適用する。</p> <p>イ 第2項における別に定める実費額を条例別表第1における旅行者の区分に応じた食卓料の額とする。</p> <p>ウ 「固定宿泊施設に宿泊しないとき」とは、車中泊等の場合をいう。</p> <p>(2) 第3項の特定区域とは、6の(1)のイの事項で定める区域をいう。</p> <p>なお、交替制勤務の当務勤務員及び当直勤務の職員が特定区域内を翌日にわたり旅行する場合は、日帰りの旅行とみなし宿泊料及び宿泊雑費を支給しないものとする（現に支払に要する宿泊料がある場合を除く。）。</p> <p>(3) 公用の宿泊施設を無料で利用した場合の取扱い</p> <p>ア 職員が、公用の宿泊施設を無料で利用して旅行した場合の宿泊料は、条例別表第1における旅行者の区分に応じた食卓料の額とする。</p> <p>イ 前事項以外の場合の宿泊料については、必要の都度別に定めるものとする。</p> <p>ウ 「公用の宿泊施設を無料で利用した場合」とは、庁舎、警察学校の寄宿舍、道が借り上げて使用している施設等宿泊料を徴しない施設に宿泊することを旅行命令権者が命じた場合をいう。</p>

(4) 第5項については、現に宿泊料金を徴する宿泊施設に宿泊をしなかった場合に適用する。この場合、摘要欄等に調整の内容等を記載するものとする。

(5) 宿泊料の調整

ア 第6項における宿泊料の調整は、在勤庁から警察学校までを往復する入退校用務に適用しない。

イ 第6項及び第7項における宿泊料の調整は、宿泊料の額を次に掲げる区分に応じて、当該区分に掲げる額に調整して支給する。ただし、当該額は、旅行者の区分に応じた条例別表第1に掲げる額を上限とする。

(7) 宿泊料金、夕食及び朝食代金が明らかな旅行

宿泊料金の額に、夕食及び朝食代金の額を加えた額

(4) 宿泊料金及び朝食代金が明らかな旅行

宿泊料金及び朝食代金の額に、条例別表第1における旅行者の区分に応じた食卓料の額の4分の3に相当する額(100円未満切上げ)を加えた額

(5) 宿泊料金及び夕食代金が明らかな旅行

宿泊料金及び夕食代金の額に、条例別表第1における旅行者の区分に応じた食卓料の額の4分の1に相当する額(100円未満切上げ)を加えた額

(6) 宿泊料金のみが明らかな旅行

宿泊料金の額に、条例第19条に規定する食卓料の額を加えた額

ウ 第6項及び第7項の規定により宿泊料を調整して支給する場合は、摘要欄等に調整の内容等を記載するものとする。

(6) 職員が宿泊料金を要しない自宅等に宿泊した場合の旅行における宿泊料の調整

ア 第8項における別に定める宿泊料の額は、条例別表第1における旅行者の区分に応じた食卓料の額とする。

イ 第8項の規定により宿泊料を調整して支給する場合は、摘要欄等に調整の内容等を記載するものとする。

(7) 第9項による宿泊料の調整

ア 宿泊料は、食事の有無にかかわらず宿泊に要した料金(室料金、夕食代及び朝食代に限る。)を定額の範囲内で実費支給する。

イ 宿泊料を請求するときは、領収書(宿泊者氏名、宿泊期間及び宿泊料が明示されたものに限る。)又は宿泊証明書(宿泊者氏名、宿泊期間、宿泊料金が明示されたものに限る。)を添付するものとする。

ウ 宿泊料を調整して支給する場合は、摘要欄等に調整の内容

	等を記載するものとする。
8 旅行中の傷病等 (第10条関係)	旅行中の傷病等により旅行先の医療施設等を利用して療養した場合の滞在日数は、原則として、当初の旅行命令期間とする。したがって、療養期間が当初の旅行命令期間を超える場合は、一度旅行命令を変更し、その後、帰着する際に新たな旅行命令を発令するものとする。